

社会保険にいがた 9

一般財団法人新潟県社会保険協会

9

- 令和4年10月から法律改正によりパート・アルバイトの社会保険の加入条件が変わります
- 従業員様の定期健康診断結果データの提供にご協力ください!
- 歯科衛生士による無料講演会のご案内
- <今月の健康情報>冷えによる体調不良から身を守るう
- <開催のお知らせ>「料理教室」「令和4年度社会保険ボウリング大会」 など

2022
NO.913

Contents



まえくらばし 前倉橋



新潟県の最南端にある津南町には、日本最大級の規模を誇る河岸段丘(かがんだんきゅう)や日本の名水百選に選定されている湧水・龍ヶ窪(りゅうがくぼ)の水など、古くから残る景勝地があります。そのうちのひとつ中津



川渓谷は、信濃川の支流・中津川に沿ってできた深い谷間。およそ1,800万年前~1,500万年前にできた地層から成り、その岩肌は柱が並んだような割れ目をもっているのが特徴です。海底火山の溶岩が冷え固まってできた地層が、長い年月をかけて今の姿に。まるで屏風を立てたように続く中津川渓谷は、吸い込まれそうなほどの迫力です。見る者

を圧倒するその渓谷の断崖に、食い込むように架けられている「前倉橋」。目を奪われるほどに鮮やかな赤いアーチ橋は、自然の美しさに負けない凛々しい佇まいです。渓谷に吹く爽やかな風に揺られる新緑、朱色や黄金色に染まる木々が見事な紅葉、真っ白な雪がしんと降り積もる冬化粧...人工物の赤い橋と大自然が織り成す風景画は、津南町の季節の表情とともに変化します。特に多くの人で賑わうという紅葉シーズンは、秘境と呼ぶにふさわしい絶景。日本の大地の息吹を感じられる、なんとも感慨深い眺めが広がっています。

05 会員事業所からのお知らせ



村上市

株式会社 ルミナスジャパン

代表取締役 富樫 克行

弊社は昭和41年に新潟パール工業所として設立し、その後平成2年に現社名に変更して以来、企業理念の3項目の下で「お客様に刺激されながらお客様と共に成長し、お客様に指名される会社」を全社モットーとして、独自の技術開発により自動化、省力化により品質、コスト、納期の改善に努めて微力ではありますが日本の小型電球の一翼を担ってまいりました。これからは地球環境の保護の面から省エネ、長寿命のLEDの伸張はあるものの、弊社では電球製造技術で培った様々なノウハウを生かし、新しい分野にも進出して日本国内でのモノづくりにこだわりを持って社会に貢献して行く所存です。お客様各位には今後ともお引き立てご愛顧のほど宜しくお願いいたします。

令和4年
10月から

法律改正によりパート・アルバイトの 社会保険の加入条件が変わります

令和4年10月から特定適用事業所の要件が、被保険者（短時間労働者を除く）の総数が常時500人を超える事業所から被保険者（短時間労働者を除く）の総数が常時100人を超える事業所となります。合わせて「短時間労働者」の適用要件も、雇用期間が1年以上から2カ月を超えて見込まれること（通常の被保険者と同じ）に変わります。

対 象

「特定適用事業所」「任意特定適用事業所」「国・地方公共団体に属する事業所」に勤務する方で、通常の労働者の1週間の所定労働時間または、月の所定労働日数が4分の3未満である方で、以下の①から④の全てに該当する方



① 週の所定労働時間が20時間以上であること

週の所定労働時間とは就業規則、雇用契約書等により、通常の週に勤務すべき時間のことです。（雇用保険の取扱いと同様です。）



所定労働時間が週単位で定まっていない場合の算定方法

1カ月単位で
定められている場合

1カ月の所定労働時間を
12分の52で除して算定します。※
（特定の月の所定労働時間に例外的な長短が
ある場合は特定の月を除いて算定します。）

1年単位で
定められている場合

1年間の所定労働時間を
52で除して算定します。※

1週間の所定労働時間が
短期的かつ周期的に変動する場合

平均により算定します。

※1年間の月数を「12」、週数を「52」として週単位の労働時間に換算するものです。

② 雇用期間が2カ月以上見込まれること

雇用期間が2カ月未満であっても次のア、イのいずれかに該当する場合は対象となります。

対象者

ア：雇用契約書に契約が更新される旨、または更新される可能性がある旨が明示されている場合
イ：同様の雇用契約により雇用された者について、更新等により最初の雇用契約の期間を超えて雇用された実績がある場合

③ 賃金の月額が8.8万円以上であること

週給、日給、時間給を月額に換算したものに、各種手当等を含めた所定内賃金の額が、8.8万円以上である場合となります。ただし、次に掲げる賃金は除きます。

除外
対象

- 臨時に支払われる賃金および1月を超える期間ごとに支払われる賃金（結婚手当、賞与等）
- 時間外労働、休日労働、および深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金等）
- 最低賃金法で算入しないことを定める賃金（精皆勤手当、通勤手当、家族手当）

④ 学生でないこと

大学、高等学校、専修学校、各種学校（修業年限が1年以上の過程に限る）等に在学する生徒または学生は適用対象外となります。（雇用保険の取扱いと同様です。）ただし、次に掲げる方は被保険者となります。

対象者

- 卒業見込証明書を有する方で卒業前に就職し、卒業後も引き続き同じ事業所に勤務する予定の方
- 休学中の方
- 大学の夜間学部、および高等学校の夜間等の定時制課程の方

特定適用事業所（令和4年10月以降新たに特定事業所に該当する事業所を含む）で、令和4年10月から新たに被保険者となる従業員がいる場合は「被保険者資格取得届」等の提出が必要ですので、新たに被保険者となる短時間労働者の把握、対象者への説明等の準備をお願いいたします。

くわしくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。ご不明な点はお近くの年金事務所にお問い合わせください。

年金の予約相談について

日本年金機構では、全国の年金事務所、街角の年金相談センターで年金相談の予約を実施しております。

予約優先で年金相談を実施しておりますので、予約なしで年金相談に来所されるお客様についてはお待たせすることがあります。

年金請求の手続きや、受給している年金についての相談を希望される方は、ぜひ、予約相談をご利用ください。予約相談の受付は、予約受付専用電話で行っています。

また、老齢年金の請求に関するお手続きについては、インターネット(パソコン・スマートフォン)からの予約(全日8:00~23:30)が可能です。詳しくは、日本年金機構ホームページでご確認ください。



予約相談のメリット



お客様のご都合にあわせて対応しますので、待ち時間がかかりません。
相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ丁寧に対応します。



年金の予約相談

予約受付
専用電話

ナビダイヤル **0570-05-4890**

受付
時間

月～金曜日(平日) 8:30～17:15
※土・日・祝日、12月29日～1月3日は利用不可

※050から始まる電話でおかけになる場合 **03-6631-7521**(一般電話)

※ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳、年金証書等をご準備ください。

令和4年 10月の出張年金相談のご案内

予約制

ご予約は、主催年金事務所でお受けしておりますので、事前に電話にてお申込み願います。

主催年金事務所(予約先TEL)	会 場	相談日時(予約可能な相談時間)
新潟東 (025-283-1013)	五 泉 市 村 松 支 所	10/ 6 (木) 10:00～15:00 (10:00～14:30)
	五 泉 市 福 社 会 館	10/20 (木) 10:00～15:00 (10:00～14:30)
	阿 賀 町 役 場 本 庁	10/27 (木) 10:00～15:00 (10:00～14:30)
新潟西 (025-225-3008)	佐渡市にお住まいの方は『テレビ電話相談』も実施しております 個室でプライバシーに配慮しています! ！ ！ ！ 会場：佐和田行政サービスセンター内(事前予約要)	
長 岡 (0258-88-0006)	小 千 谷 市 民 会 館	10/12 (水) 10:00～15:00 (10:00～14:30)
		10/26 (水) 10:00～15:00 (10:00～14:30)
	小 出 ボ ラ ン テ ィ ア セ ン タ ー	10/27 (木) 10:00～15:00 (10:00～14:30)
上 越 (025-524-4115)	糸 魚 川 市 役 所	10/12 (水) 10:00～15:00 (10:00～14:00)
		10/26 (水) 10:00～15:00 (10:00～14:00)
三 条 (0256-32-2820)	見附市市民交流センターネーブルみつけ	10/26 (水) 10:00～15:00 (10:00～14:00)
新発田 (0254-23-2128)	村 上 市 役 所	10/12 (水) 10:00～15:00 (10:00～14:30)
		10/26 (水) 10:00～15:00 (10:00～14:30)
	阿 賀 野 市 水 原 総 合 体 育 館	10/19 (水) 10:00～15:00 (10:00～14:30)
六日町 (025-716-0802)	十 日 町 地 域 地 場 産 業 振 興 セ ン タ ー (ク ロ ス 1 0)	10/13 (木) 10:00～15:00 (10:00～14:30)
		10/27 (木) 10:00～15:00 (10:00～14:30)

●年金の相談にお越しの際には、年金手帳(基礎年金番号通知書)、年金証書、振込通知書や被保険者証といった、本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。

●本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状とお見えになる方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)が必要となります。



新潟支部で加入の事業主様へ

従業員様の
定期健康診断結果データの提供にご協力ください!

データ提供が皆様の健康増進や保険料率上昇抑制につながります!

加入者の皆様の健康増進のため、協会けんぽでは生活習慣病予防健診をより一層推進するとともに、労働安全衛生法に基づく定期健康診断結果データのご提供をお願いしております。

データの提供の根拠について

事業主様が当協会に健康診断の結果を提供することは、法律(高齢者の医療の確保に関する法律第27条第2項及び第3項)で規定されているので、個人情報である健診結果を本人の承諾なしに提供しても責任は問われません。

データ提供
対象者

協会けんぽにご加入で、①と②のどちらにもあてはまる方です。

①40歳以上75歳未満の被保険者様

②令和4年度「生活習慣病予防健診」を利用せず労働安全衛生法の定期健康診断を受診されている方

協会けんぽが、従業員様の
健康管理をお手伝い!

データ提供のメリット

いただいた健診結果から協会けんぽの保健師・管理栄養士による健康サポート(特定保健指導)を無料で受けることができます。

平成30年度からインセンティブ制度がスタートし、健診実施率や特定保健指導実施率等が健康保険料率に反映される仕組みとなりました。健診実施率は「ご提供いただいた健診結果」+「生活習慣病予防健診結果」の合計数で決まります。健診実施率、特定保健指導実施率の向上等が保険料率抑制につながります。

健康保険料率上昇
を抑制できます!

データ提供方法とお願い

お手順をおかけいたしますが、《同意書》をご記入いただき、協会けんぽ新潟支部まで郵送でのご提出をお願いします。

※事業主から同意書を提出いただくことにより、健診機関より直接電子ファイルが協会けんぽへ提出されますので、事業主様の事務負担はありません。

同意書の取得は、右の二次元コードまたは下記URLよりお願いいたします。
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/niigata/cat040/r20401-2/>



提出先

協会けんぽ新潟支部 保健グループ
〒950-8513 新潟市中央区東大通2-4-4 日生不動産東大通ビル3F
〈お問い合わせ先 025-242-0264〉

同意書

当協会が事業主様から健康診断の結果データを提供を受けることにより、健康診断の結果データが当協会に提供され、当協会が健康診断の結果データに基づいて健康サポート(特定保健指導)を実施することとなります。健康サポート(特定保健指導)は、健康診断の結果データに基づいて実施されるものであり、健康診断の結果データを提供することによって、健康サポート(特定保健指導)を受けることができるようになります。健康サポート(特定保健指導)を受けることにより、健康増進が図られ、健康保険料率の上昇抑制が図られることが期待されます。

1. 健康診断の結果データを提供することによって、健康サポート(特定保健指導)を受けることができるようになります。健康サポート(特定保健指導)は、健康診断の結果データに基づいて実施されるものであり、健康診断の結果データを提供することによって、健康サポート(特定保健指導)を受けることができるようになります。健康サポート(特定保健指導)を受けることにより、健康増進が図られ、健康保険料率の上昇抑制が図られることが期待されます。

2. 健康サポート(特定保健指導)を受けることにより、健康増進が図られ、健康保険料率の上昇抑制が図られることが期待されます。健康サポート(特定保健指導)は、健康診断の結果データに基づいて実施されるものであり、健康診断の結果データを提供することによって、健康サポート(特定保健指導)を受けることができるようになります。健康サポート(特定保健指導)を受けることにより、健康増進が図られ、健康保険料率の上昇抑制が図られることが期待されます。

3. 健康サポート(特定保健指導)を受けることにより、健康増進が図られ、健康保険料率の上昇抑制が図られることが期待されます。健康サポート(特定保健指導)は、健康診断の結果データに基づいて実施されるものであり、健康診断の結果データを提供することによって、健康サポート(特定保健指導)を受けることができるようになります。健康サポート(特定保健指導)を受けることにより、健康増進が図られ、健康保険料率の上昇抑制が図られることが期待されます。

健康保険料率	健康サポート(特定保健指導)
健康保険料率	健康サポート(特定保健指導)
健康保険料率	健康サポート(特定保健指導)
健康保険料率	健康サポート(特定保健指導)

お問い合わせ先

協会けんぽ新潟支部【保健グループ】 TEL.025-242-0264

被扶養者資格
(認定状況)の
再確認を実施します!



毎年行っております「被扶養者資格の再確認」を今年度も実施します。確認対象となる事業主の皆様には、後日リストをお送りいたしますので、被扶養者資格の再確認にご協力をお願いします。

確認の対象となる方

令和4年4月1日において18歳以上の被扶養者(協会管掌健康保険)

送付時期及び提出期限

- 送付時期: 令和4年10月上旬から10月下旬(順次送付)
- 提出期限: 令和4年11月30日(水)まで

添付書類について

次に該当する場合、事実を確認する書類の提出が必要

《被保険者と別居の場合》

→仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類

《海外在住の被扶養者の場合》

→海外特例要件に該当していることが確認できる書類

お問い合わせ先

協会けんぽ新潟支部【業務グループ】 TEL.025-242-0262



全国健康保険協会 新潟支部

協会けんぽ

〒950-8513 新潟市中央区東大通2-4-4 日生不動産東大通ビル3階 TEL.025-242-0260(代表)

協会けんぽ 新潟

検索



スマートフォンから!

従業員の健康づくりにお困りの事業所様へ

協会けんぽ新潟支部加入事業所様限定

歯科衛生士による**無料講演会**のご案内

歯周病は歯を失う原因の第1位。歯と口腔内の健康づくりに取り組むことで、**歯周病の予防**の他、**糖尿病や心臓病など、生活習慣病の予防**になり、**従業員の全身の健康増進に繋がります!**
無料講演会の参加をきっかけに、歯と口腔内の健康づくりに取り組みませんか?

講演内容 **生活習慣病と歯や口腔内の健康に関する内容**

講演時間 約60～90分間

実施日時 月～金曜日 平日9時～17時
(上記時間以外をご希望の場合はご相談ください)

実施方法 講師を事業所へ派遣、又は**ライブ配信(ZOOM)**
(※ライブ配信を希望の場合パソコン・タブレット・スマートフォン等の機器が必要となります。)

費用 **無料**(ライブ配信時の通信費は除く)

定員 5名以上でお申し込みください

申込み
方法

申込書を記入のうえ、FAXよりお申込みください(後日、委託機関よりご連絡いたします)
※「申込書」の取得は、右の二次元コードまたは下記URLよりお願いいたします。
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/niigata/cat070/h29dent>

申込書はこちら



ライブ配信をご希望の場合、事前にご確認ください

- 受講者が多い場合、1台の端末をスクリーン等に投影することをお勧めする場合があります。
(別途、スクリーン又はモニター、プロジェクター、接続コード等が必要になります)
- 受講について、Wi-Fi環境等での受講を推奨します。契約内容によっては、通信速度制限、高額請求に繋がる場合がありますのでご注意ください。



協会けんぽ新潟支部からのお知らせ

長岡・上越・三条年金事務所内の

協会けんぽ出張窓口を閉鎖いたします

※年金事務所の閉鎖ではありません

閉鎖日：令和5年2月28日

長岡・上越・三条年金事務所内に設置しております協会けんぽ出張窓口について、郵送によるお手続きの増加や、来訪者の減少などから閉鎖することといたしました。ご利用のお客様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

所在地・申請書の送付先

〒950-8513
新潟市中央区東大通2-4-4
日生不動産東大通ビル3階
全国健康保険協会 新潟支部

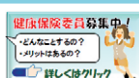


健康保険委員(健康保険サポーター)を募集しています!

有益な情報をいち早くご提供します!

応募方法は新潟支部ホームページから→

パソコンから!



スマートフォンから!





今月の健康情報

冷えによる体調不良から身を守ろう

冷え症は寒い時期の代表的な症状ですが、夏場では服装や食事が「冷え」に対して無防備になりがちで、低めの温度のエアコンや冷たい飲み物、食べ物などにより、体温の低下や血行不良を起こす人が多くみられます。

9月に入り、体には夏の疲れがたまっているうえ、昼夜の気温変化も激しくなります。季節の変わり目には、しっかりとした体調管理をしないと「冷え」による思いがけない体調不良につながります。

「冷え」と「自律神経の乱れ」に注意

エアコンを長時間使用していると、自律神経系の交感神経が働き、体温を体の中から逃がさないように血管が収縮します。このため血流は悪化して、冷え症を起こすのです。また、自律神経の乱れは、他にも基礎代謝や新陳代謝を低下させてしまいますので、冷えによる体調不良がないかチェックしてみましょう！

check

- ☐ なかなか寝付けない、眠りが浅い
- ☐ 手足や腹、腰の周りが冷たい
- ☐ 食欲がない
- ☐ 身体がだるい、やる気が起こらない
- ☐ 消化不良を起こしている

こんな症状があったら
生活を見直す
必要があります！



健康を取り戻すポイント

冷えから身を守るためには、体を温め、血行を改善することが大切です。次のポイントを参考にして、健康維持に努めましょう！

生活の心得

- 首、手、足から冷えるので、その部分の保温をしっかりとしましょう。
- いつまでも夏用の寝具・パジャマは使わないように注意しましょう。
- エアコンの使用は暑い日だけにして、設定温度も高めにしましょう（外気との温度差は5度以内に）。
- ウォーキングやストレッチなど軽い運動を心がけましょう。
- 38～40度くらいのぬるめの湯でゆっくりと半身浴をして、体の芯から温めましょう。
- 十分な睡眠をとりましょう。



食事の心得

- 栄養バランスのとれた食事をとりましょう。
- 体を内側から温める食材をとりましょう。
- 体を温める食材としては、ニンジン、カボチャ、ダイコン、カブなどの根菜類、ヤマイモ、サトイモ、サツマイモなどの芋類、シソ、ショウガ、ニンニク、ネギ、タマネギなどの薬味野菜があります。
- 疲労回復力をアップさせるビタミンやミネラル、抗酸化物質、酵素、良質なたんぱく質が豊富な食材をとりましょう。これらは牛肉や豚肉に多く含まれています。



協会けんぽ新潟支部メールマガジン

「ときメール」配信登録受付中!

登録料
無料

パソコンから!



スマートフォンから!



令和
4年度

社会保険ボウリング大会

参加者・参加チーム募集

「社会保険ボウリング大会」を
個人戦と2人制・3人制の団体戦を
スコアランキング形式で開催します。

エントリー受付期間

令和4年9月22日(木)から
令和5年1月11日(水)まで

スコア提出期間

令和4年9月29日(木)から
令和5年1月25日(水)まで

参加資格

(一財)新潟県社会保険協会の会員事業所に
お勤めの方(被保険者)とご家族(高校生以上の被扶養者)
※令和4年度の「協会費」が納入済みであることをご確認のうえお申し込みください。

参加料金 無料

※ゲーム代等は各人(チーム)
でご負担(精算)ください。

競技方法

●個人戦(被保険者に限ります)
男女別
※1人3ゲームのトータルピンで順位を決定

●チーム戦(男女混合可・家族は1名のみ可)
2人制:6ゲーム(1人3ゲーム)
3人制:9ゲーム(1人3ゲーム)
※女性のみ1ゲームにつき15点のハンディ
※チームごとのトータルピンで順位を決定

参
加
手
順
等

- 参加希望者(チーム)は、エントリー期間内に下記のエントリー申込書により
(一財)新潟県社会保険協会までFAXでお申込みください。
※同じ人の個人戦・2人制・3人制の重複エントリーはできません。※同一事業所で複数人(個人戦)または複数チーム
(2人制・3人制)のエントリーを検討されている場合は、事前に(一財)新潟県社会保険協会までお問合せください。
- お申込みいただいた方(チーム)あてに「エントリー証」をお送りします。
- 「エントリー証」受領後、ゲームを行っていただき、スコアを(一財)新潟県社会保険協会あて
郵送又はFAXで提出してください。スコア提出期間内の提出であれば再チャレンジ可能です。

提出いただく スコア表の 要件等

- スコアに表示されている氏名がエントリーいただいた氏名と一致すること。
- 個人戦は連続した3ゲーム、2人制のチームは連続した6ゲーム(1人3ゲーム)、
3人制のチームは連続した9ゲーム(1人3ゲーム)のスコアであること。
- 実施日(エントリー受付日以降に限る)とボウリング場の名称が明記されていること。

成績発表等

- スコア提出チーム(個人戦の場合は個人)あてお知らせする他、(一財)新潟県社会保険協会ホームページに掲載します。
- スコア提出者には参加賞をお送りします。
- 個人戦・2人制・3人制とも、優勝・準優勝・第三位の他、飛び賞、ハイゲーム賞、ブービー賞があります。

申込先

〒950-0087 新潟市中央区東大通1-2-25北越第一ビルディング6F
一般財団法人 新潟県社会保険協会

FAX番号 025-290-3201

お問い合わせ 一般財団法人 新潟県社会保険協会 TEL 025-240-5337

- 切り取らずコピーしてお使いください -

令和4年度

社会保険ボウリング大会 エントリー申込書(エントリー証)

事業所所在地	〒 -				連絡先電話番号等	
事業所名称					TEL	- -
申込責任者					FAX	- -
メンバー表	ふりがな				受付印	
	氏名	年齢	性別	区分 (該当する区分に○を付けてください)		
【個人戦】	①			被保険者 被扶養者		
【2人制】	②			被保険者 被扶養者		
【3人制】	③			被保険者 被扶養者	エントリーNo.	

(注1) 太枠部分は今後郵送する際の宛先シールとして利用しますので明瞭に記載してください。

(注2) 受付印の押印及びエントリーNo.の記載がないものはエントリー証としては無効です。

(注3) 個人戦は被保険者に限ります。(注4) 【個人戦】にエントリーする場合は、エントリーする方ごとに申込書を提出してください。

お知らせ

「料理教室」開催 ～1品でも栄養バランス満点! 簡単ランチを作りましょう!!～



開催日時 令和4年11月19日(土) 9:30～12:00
会場 さいわいプラザ別棟2階・調理実習室(長岡市幸町2-1-1)



開催日時 令和4年11月26日(土) 10:00～13:00
会場 北陸ガス料理教室(旧古町ガスホール)(新潟市中央区古町通7-999)



「年金ライフプランセミナー」開催

～人生100年時代! 退職後の年金生活を
充実したものとするための知識や情報をご提供します～



開催日時 令和4年11月10日(木) 13:30～16:30
会場 新潟ユニゾンプラザ 大会議室(新潟市中央区上所2-2-2)



開催日時 令和4年11月14日(月) 13:30～16:30
会場 まちなかキャンパス長岡301会議室(長岡市大手通2-6フェニックス大手イースト3階)



※申込方法等、詳しくは「社会保険にいがた10月号」及び(一財)新潟県社会保険協会HPでお知らせいたします。

お知らせ

施設利用助成券

または

代金助成チケット

配付します

「施設利用助成券」または「代金助成チケット」を配付します。配付をご希望される会員事業所は、「社会保険にいがた5月号」7ページをご確認いただき同ページ下段の申込書に必要事項を記入しお申し込みください。「施設利用助成券」または「代金助成チケット」は、お申込み受付後順次郵送します。

【ご注意】既に「施設利用助成券」または「代金助成チケット」の配付を受けた会員事業所様はお申込みいただけません。

一般財団法人
移行10周年記念事業・
特別講演会のご案内

どなたでもご参加いただけます

社会保険にいがた8月号でご案内申し上げましたとおり、一般財団法人移行10周年記念事業として、10月12日(水)新潟テルサにおいて午後1時15分から式典(感謝状贈呈式)、午後3時から特別講演会を開催いたします。特別講演会には、獨協大学教授・経済アナリストの森永 卓郎さんを講師にお招きしております。社会保険にいがた8月号8ページまたは(一財)新潟県社会保険協会Hp[募集中(催事のご案内)]をご確認のうえ、下記の参加申込書によりFAX(025-290-5201)でお申し込みください。



一般財団法人新潟県社会保険協会 ■ TEL.025-240-5337

- 切り取らずコピーしてお使いください -

令和4年度

一般財団法人移行10周年記念事業 参加申込書

事業所名 ※個人の方は不要	事業所所在地 ※個人の方はご住所	〒
申込代表者	T E L	
他 申込者	F A X	
		【申込区分】※いずれかに○を付してください。
		1. 式典 2. 特別講演会 3. 式典と特別講演会

※感謝状贈呈事業所様には、別途ご出席のご案内をお送りいたしますのでこの書面での申し込みは不要です。